

自動車税の概要

熊本県自動車税事務所
令和8年（2026年）4月

1 自動車税

自動車税は、自動車という財産の所有に対して課税される財産課税の一種です。
令和8年度税制改正により「自動車税種別割」は「自動車税」に名称が変更されました。

▶ 自動車税の概況

年度 項目	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
県 税 収 入	158,020	154,442	167,623	169,170	169,473	165,992 <small>百万円</small>
自 動 車 税 (種 別 割)	22,031	21,949	21,952	22,177	22,114	22,095 <small>百万円</small>
自動車税の割合	13.9	14.2	13.1	13.1	13.0	13.3 <small>%</small>
課 税 台 数	631,162	631,053	633,494	635,147	637,061	639,103 <small>台</small>

上の表のとおり、自動車税は県税収入の約13～14%を占める県の重要な財源です。

資料出所：県税決算書

▶ 納める人（納税義務者）

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・軽自動車等を除きます）の所有者です。
ただし、売主（所有者）がその所有権を留保しているものは、買主（使用者）です。

▶ 納める額

1. 自動車の種類（乗用車・トラック・バス等）や用途（営業・自家用）、排気量等によって年税額が定められています（詳細は、次項税額表のとおりです。）。
2. 自動車税は、4月1日午前0時（賦課期日）時点の所有者に年税額で課税されますが、賦課期日後に自動車を購入（新規登録）したり廃車（抹消登録）した場合は、月割りの税額で課税されます。

(例) ①排気量が1,300ccの自家用乗用車を7月に新規登録した場合（8月～翌3月の8か月分）
 $30,500円 \times 8 / 12月 = 20,300円$ （100円未満切捨）

②排気量が1,300ccの自家用乗用車を8月に抹消登録した場合（4月～8月の5か月分）
 $30,500円 \times 5 / 12月 = 12,700円$ （100円未満切捨）
（年額30,500円納付済みの場合は、17,800円還付されます。）

※R1.10.1以降に初回新車登録した車両の税額

▶ 自動車税の税額表（年額）

令和元年（2019年）10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車とキャンピング車は、税率が引き下げられました。

主な車種の税率は次のとおりです。

ナンバー	車種	区 分	税 額(円)		
			営業用	自家用	
				R1.10.1以降に初回新規登録したもの	R1.9.30以前に初回新規登録したもの
3 又は 5 又は 7	乗用車	総排気量が1,000cc以下	7,500	25,000	29,500
		総排気量が1,000ccを超え1,500cc以下	8,500	30,500	34,500
		総排気量が1,500ccを超え2,000cc以下	9,500	36,000	39,500
		総排気量が2,000ccを超え2,500cc以下	13,800	43,500	45,000
		総排気量が2,500ccを超え3,000cc以下	15,700	50,000	51,000
		総排気量が3,000ccを超え3,500cc以下	17,900	57,000	58,000
		総排気量が3,500ccを超え4,000cc以下	20,500	65,500	66,500
		総排気量が4,000ccを超え4,500cc以下	23,600	75,500	76,500
		総排気量が4,500ccを超え6,000cc以下	27,200	87,000	88,000
		総排気量が6,000ccを超えるもの	40,700	110,000	111,000
	電気自動車	7,500	25,000	29,500	
ナンバー	車種	区 分	税 額(円)		
			営業用	自家用	
1 又は 4	トラック	積載量が1t以下	6,500	8,000	
		積載量が1tを超え2t以下	9,000	11,500	
		積載量が2tを超え3t以下	12,000	16,000	
	貨客兼用車	1 電気自動車	10,200	13,200	
		t 排気量が1,000cc以下	10,200	13,200	
		以下 排気量が1,000ccを超え1,500cc以下	11,200	14,300	
	以下 排気量が1,500ccを超えるもの	12,800	16,000		
	2 電気自動車	12,700	16,700		
	t 排気量が1,000cc以下	12,700	16,700		
	以下 排気量が1,000ccを超え1,500cc以下	13,700	17,800		
	以下 排気量が1,500ccを超えるもの	15,300	19,500		
ナンバー	車種	区 分	税 額(円)		
			営業用	自家用	
8	特種車	霊きゆう車	12,000	16,000	
		キャンピングトレーラー等			
		普通自動車に属するもの	10,200		
		小型自動車に属するもの	5,300		
		その他			
		普通自動車に属するもの	27,500	36,000	
	四輪以上の小型自動車に属するもの	17,500	23,500		
	三輪の小型自動車に属するもの	8,500	11,000		
ナンバー	車種	区 分	税 額(円)		
			R1.10.1以降に初回新規登録したもの	R1.9.30以前に初回新規登録したもの	
8	特種車	キャンピング車			
		総排気量が1,000cc以下	20,000	23,600	
		総排気量が1,000ccを超え1,500cc以下	24,400	27,600	
		総排気量が1,500ccを超え2,000cc以下	28,800	31,600	
		総排気量が2,000ccを超え2,500cc以下	34,800	36,000	
		総排気量が2,500ccを超え3,000cc以下	40,000	40,800	
		総排気量が3,000ccを超え3,500cc以下	45,600	46,400	
		総排気量が3,500ccを超え4,000cc以下	52,400	53,200	
		総排気量が4,000ccを超え4,500cc以下	60,400	61,200	
		総排気量が4,500ccを超え6,000cc以下	69,600	70,400	
		総排気量が6,000ccを超えるもの	88,000	88,800	

▶ 自動車税のグリーン化税制

グリーン化税制とは、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車税に盛り込まれた制度です。概要は以下のとおりです。

1 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。（初回新規登録の翌年度の1年間のみ）。

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までに初回新規登録した自動車

特例対象車				税率	軽減される期間
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 ※1				概ね75%軽減	
ガソリン車 LPG車	(★★★★) 平成30年排出ガス 基準50%低減 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減 達成車	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	営業用の 乗用車	※2 概ね75%軽減	初回新規登録の 翌年度(1年間)分 のみ軽減
ディーゼル車	平成30年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準適合				

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

※2 令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までに初回新規登録した自動車が対象

2 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ（重課）されます。

令和8年度(2026年度)の自動車税

特例対象車		特例対象車の 初回新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン・LPG車	初回新規登録から13年を 経過した自動車	平成25年(2013年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乗せ	重課となった年度 から抹消登録さ れるまで
			バス、トラック以 外	概ね15% 上乗せ	
ディーゼル車	初回新規登録から11年を 経過した自動車	平成27年(2015年) 3月31日 以前	バス、トラック	概ね10% 上乗せ	
			バス、トラック以 外	概ね15% 上乗せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は重課の対象となりません。

▶ 自動車税を納める方法

県が送付する納税通知書により、5月末日（末日が土曜日・日曜日の場合は翌月曜日）までに最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、各広域本部収税課（税務課）、各地域振興局、自動車税事務所まで納めてください。

また、納税通知書（納付書）に印字されたバーコード情報をお手持ちのスマートフォン決済アプリで読み取って、クレジットカードや電子マネー、インターネットバンキングで納付することもできます。

▶ 車検用納税証明書について

車検を受けるときは、県発行の納税証明書を運輸支局で提示することで自動車税の納税を確認していましたが、平成27年（2015年）4月1日から電子化された納税情報により、運輸支局において自動車税の納税確認が行われているため、車検時の納税証明書の提示が不要になっています。

なお、納税証明書は引き続き発行しており、これまでどおり納税証明書を提示する方法により車検を受けることもできます。

また、金融機関の窓口等で自動車税を納付されてから、運輸支局で納税確認ができるまで、概ね1～3週間かかります。納付後すぐに車検を受けられる場合（運輸支局で納税確認ができない場合）は、納税証明書を提示する必要がありますので、納税通知書に添付されている紙の納税証明書は（車検証と一緒に）大切に保管してください。

▶ 口座振替制度の手続について

その年度の納期限に、指定された金融機関の預金（貯金）口座から口座振替（口座引き落とし）によって納税する制度です。

ご希望の方は、口座振替を希望する金融機関で、窓口にて備えてある申込書で申し込んでください。なお、申込書は、各広域本部収税課（税務課）、自動車税事務所にも備えてあります。

また、ネットバンキングを利用できる方は、検索サイトで「熊本県税 口座振替」等で検索すると申請HPの案内が出ます。（金融機関に向くことなく、休日や夜でも申請できます。）

▶ 自動車税の還付について

自動車を抹消登録した場合、自動車税をすでに全額（年税額）納めていれば、抹消登録された日の翌月以降分が月割で納税義務者に還付されます。

注意→車を譲られた（名義変更された）場合の還付はありません。

▶ 住所を変更された場合

住所を変更された場合は、運輸支局で自動車の変更登録を行ってください（運輸支局で変更登録をされると自動車税の納税通知書の送付先も変更になります。）。

ただし、変更登録に時間がかかる場合は納税通知書に同封している「自動車税送付先変更届」を送付してください。

なお、パソコンまたはスマートフォンからも「電子申請サービス」を利用して、納税通知書の送付先変更が可能です。

<https://logoform.jp/form/x4b6/395610>

▶ 減 免

減免とは、税金を納める人に特別な事情があるときに、納税の義務の全部又は一部を免除することです。減免の対象となる自動車の主な例は次のとおりです。

- 災害によって被害を受けた自動車
- 障がい者の方等が所有し、使用する自動車（家族の方や障がい者だけで構成される世帯の方を常時介護する方が、障がい者の通院・通学・通所・生業のために運転する場合を含む。）
- 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の設置者が所有するバスで、主として幼児又は児童の送迎に利用されるもの。

○身体障がい者等の方々に対する減免制度

減免申請をするときに必要なもの

- 本人運転
 - ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
 - ・本人の運転免許証
 - ・車検証※車の名義人が、手帳所持者と別居で生計同一の場合は生計同一が分かるもの
- 家族運転
 - ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
 - ・同一生計の運転者の運転免許証
 - ・車検証※車の名義人又は運転者が、手帳所持者と別居で生計同一の場合は生計同一が分かるもの
※障がい者の方のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が運転する場合は、常時介護証明書が必要です。

減免申請の提出期限

- 3月31日以前から自動車を持っている人は、その年の6月30日まで。
- 4月1日以降に車を持つようになった人は、その自動車の登録をした日の翌日から30日を経過する日まで。
 - ①他の人から中古車を譲り受けた人や、身障者手帳などの交付を受けた人は、翌年度の6月30日までに申請書の提出が必要です。
 - ②障がい者等が運転する自動車で、既に減免申請書が受理されているものは、以後の年度においては状況の変更がない限り申請の必要はありませんが、5月に送付される減免（継続）通知書に添付されている「現況報告書（はがき）」を必ず提出してください（提出がない場合は、減免を取り消しますのでご注意ください）。
なお、車を買替えたときには、改めて申請が必要です。
 - ③精神保健福祉手帳の場合は、毎年申請が必要です。

▶ 名義変更・登録抹消について（お願い）

自動車を売ったり、下取りに出したり、廃車したときは、必ず熊本運輸支局（電話 050-5540-2086）で所定の登録手続きを行ってください。登録をそのままにしておくと自動車税がいつまでもあなたに課税されることとなります。

登録手続きを他人に依頼した場合は、確実にそれがなされているかどうかの確認が必要です。

なお、運輸支局に「現在登録事項等証明書」の請求（300円）をされますと、あなたの自動車の登録状況がわかります。

自動車抹消登録（廃車） するときに必要なもの

- ◎自動車検査証
- ◎ナンバープレート（自動車登録番号標）
- ◎印鑑証明書（所有者のもの）
- ◎印鑑（印鑑証明書に押印のもの）又は委任状
- ◎自動車抹消登録申請書
※申請を委任するときは、委任状が必要です。
- ◎手数料納付書
- ※その他
（注）自動車リサイクル法の施行に伴い、自動車を解体した場合は別途書類が必要となります。

自動車移転登録（譲渡） するときに必要なもの

- ◎自動車検査証
- ◎印鑑証明書（新旧所有者のもの）
- ◎印鑑（印鑑証明書に押印のもの）又は委任状
- ◎譲渡証明書
- ◎自動車の保管場所証明書
- ◎移転登録申請書
※申請を委任するときは、委任状が必要です。
- ◎手数料納付書
- ※その他

※ 他にも必要なものがある場合がありますので、詳しくは熊本運輸支局（電話050-5540-2086）に問い合わせください。

▶ 自動車税Q & A

Q 自動車を譲渡したり、廃車したにもかかわらず、納税通知書が届きました。なぜですか。

A 自動車税は、4月1日午前0時現在の所有者に課税されます。

4月1日にお持ちでない自動車の納税通知書が届いた場合は、3月末までに管轄の運輸支局において名義変更や抹消登録の登録手続きがされていない可能性があります。代理人（自動車販売業者等）にこれらの登録手続きを依頼した方は、手続きが完了しているかどうか確認を行ってください。

まだ、手続きがお済みでない方は、次年度に向けて速やかに手続きを行ってください。行われていない場合は、次年度以降も自動車税が課税されます。

2 自動車と税金

	国 税	県 税	市町村税
自動車を取得した時	自動車重量税		
自動車を所有（保有）している時	自動車重量税 （車検を受けるとき）	自動車税	軽自動車税
運転する場合（燃料）	揮発油税（ガソリン） 地方揮発油税（ガソリン） 石油ガス税（LPG）	軽油引取税（軽油）	

3 自動車税の課税に関する問い合わせ先

事 務 所 名	電話番号	FAX番号	所 在 地
熊本県 自動車税事務所	(096)368-4020	(096)368-2299	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37

4 自動車税の納付に関する問い合わせ先

広域本部名	電話番号	お住まいの地域	所 在 地
熊本県 県央広域本部 総務部 収税第一課・第二課	(096)333-3214	熊本市中央区、西区、美里町	〒862-8571 熊本市中央区水前寺 6丁目18番1号 県庁行政棟新館1階 (096)333-3210(代)
	(096)333-3213	熊本市東区	
	(096)333-3212	熊本市南区、宇城市、上益城郡	
	(096)333-3215	熊本市北区、宇土市	
熊本県 県北広域本部 総務部 収税課	(0968)25-4272	菊池市、合志市	〒861-1331 菊池市隈府1272-10 (熊本県菊池総合庁舎内)
	(0968)25-4115	荒尾市、玉名市、山鹿市、玉名郡	
	(0968)25-4116	阿蘇市、菊池郡、阿蘇郡	
熊本県 県南広域本部 総務部 収税課	(0965)33-2184	八代市、氷川町	〒866-8555 八代市西片町1660 (熊本県八代総合庁舎内)
	(0965)33-3236	人吉市、球磨郡、水俣市、葦北郡	
熊本県 天草広域本部 総務部 税務課	(0969)22-4370	天草市、上天草市、苓北町	〒863-0013 天草市今釜新町3530 (熊本県天草総合庁舎内)

(その他の問い合わせ先)

登録車(普通車)に関する手続き：熊本運輸支局

(熊本市東区東町4丁目14番35号) 電話 050-5540-2086

軽自動車に関する手続き：軽自動車検査協会

(熊本市東区東本町16番3号) 電話 050-3816-1758

軽自動車税：各市町村